

令和 7 年 4 月

柏市病児保育事業委託に関するプロポーザル方式募集要領

1 趣旨

本市では、保護者の子育てと就労の両立及び児童の健全育成と資質の向上を目的として、病気の初期から回復期の児童について、普段通う保育施設での集団保育が難しい時期に預けることができる「病児・病後児保育施設」を令和 7 年 10 月上旬に新規開設する予定です。

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識や経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を特定するためプロポーザル方式により病児・病後児保育施設の設置・運営を行う事業者を募集します。

2 公募対象市域

J R 常磐線・東武アーバンパークライン柏駅より概ね半径 2 km 圏内

3 事業内容

病中及び病気回復期のため、集団保育等が困難な生後 6 ヶ月から小学校 6 年生までの児童について、病院又は診療所（以下「病院等」という。）に付設された専用スペースにて、一時的に保育を行うもの。

4 予定委託期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 予定金額（委託料の上限金額）

(1) 基本料金分

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの基本料金

分は金 7, 500, 000 円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、基本料金分の上限額から金 1, 269, 000 円を減算する。

- (2) 年間延べ利用児童数に応じた加算分（以下、「加算料金分」という。）は、次の表の左欄に掲げる年間延べ利用児童数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

年間延べ利用児童数	金額（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）
50人以上100人未満	1, 000, 000 円
100人以上150人未満	1, 500, 000 円
150人以上200人未満	2, 000, 000 円

6 補助金

本事業の実施にあたり、開設準備に係る経費について補助を予定（開設時のみの補助金で、5 委託料に含まない）。ただし、国の補助制度によって金額等の変更の可能性がある。

- (1) 施設整備費等補助

事業の専用に使用する施設又は設備の改修並びに備品に係る経費に対する補助 金 5, 000, 000 円と補助対象経費の実支出額のうち、いずれか少ない額

- (2) 保育所等における ICT 化推進事業費補助

病児保育事業を行う事業所における空き状況の確認、予約、キャンセル等の手続きを ICT 化するためのシステム導入費用補助 金 1, 000, 000 円と補助対象経費の実支出額のうち、いずれか少ない額

7 応募要件

公募日から契約締結の間において、次の（１）又は（２）の条件を満たし、かつ（３）から（７）の条件を全て満たす法人とする。

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日時点で、市内に所在し、病院等（診療科目に「小児科」を有していること）を運営している法人であるこ

と。

- (2) (1) 以外の法人の場合，市内の病院等（診療科目に「小児科」を有していること）及び医師と連携し，児童の健康管理等ができるよう事前に協議を行っていること。
- (3) 法人税，法人事業税，法人都道府県民税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申し立てがなされている者に該当しないこと。
- (6) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと
- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は公募日前6ヵ月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

8 実施場所

本事業の実施場所は，病院等に付設された専用スペースであって，次に掲げる基準を満たし，市が適当と認めたものとする。

- (1) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。
- (2) 前号における保育室の面積が，利用定員1人あたり1.98㎡以上であること。
- (3) 第1号の観察室又は安静室の面積が，1室あたり3.3㎡以上であること。
- (4) 調理室及び調乳室を有すること。なお，病院等の調理室及び調乳室と兼用するものも含むが，専用の調理室及び調乳室を有することが望ましい。
- (5) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど，児童の保育に適した場所とすること。

- (6) 実施事業予定者が所有又は賃貸借する物件とし、賃貸借する物件の場合は、病児保育事業の実施場所となることについて、物件所有者の承諾を事前に得ていること。
- (7) 新耐震基準を満たしていること（昭和５６年以前に完成した建物の場合、耐震調査を実施し新耐震基準と同等の基準を満たしていること又は新耐震基準に適合する耐震補強済みであること）。

9 全体スケジュール

内 容	期 日
募集開始	令和７年４月１日（火）
質疑書の受付締切	令和７年４月１７日（木）
質疑書に対する回答	令和７年４月２８日（月）
参加意思表明書の受付締切	令和７年５月７日（水）
参加資格要件確認結果通知	令和７年５月１４日（水）
提案書等の提出締切	令和７年５月２０日（火）
プレゼンテーション	令和７年６月４日（水）
プロポーザル方式結果通知	令和７年６月中旬予定
契約日（予定）	令和７年７月予定

10 質疑について

(1) 質疑方法

ア 質疑書（様式３号）を電子メールで２２事務局に送付すること。

イ メールの件名は【プロポーザル質疑書（柏市病児保育事業）】とすること。

(2) 質疑期間

令和７年４月１日から同月１７日（午後５時）まで

(3) 回答方法

令和７年４月２８日までに市ホームページに掲載する。

1 1 参加意思表示について

(1) 期限

ア 持参の場合

令和 7 年 5 月 7 日（水）午後 5 時まで

イ 郵送の場合

令和 7 年 5 月 7 日（水）必着

(2) 提出書類

ア～ウの全て、かつ、エ又はオのいずれかを提出すること

ア 参加意思証明書（様式 1 号）

イ 暴力団排除に係る誓約書（様式 2 号）

ウ 法人税・法人事業税・法人都道府県民税並びに消費税及び 地方消費税の未納がないことを示す証明書

エ 診療所開設届の写し（7（1）に該当する法人の場合）

オ 市内の病院等及び医師との連携について協議済みであるこ とが確認できる書類（7（2）に該当する法人の場合）

(3) 提出先及び提出方法

電話連絡の上、柏市こども部保育運営課（別館 3 階）へ提出
すること。

(4) 部数

各 1 部

1 2 参加資格要件確認結果通知

令和 7 年 5 月 1 4 日（水）までに参加資格要件確認結果通知を
書面にて通知する。通知方法は、電子メールとする。

1 3 辞退について

参加意思表示書の提出後、本プロポーザル方式を辞退する時は、
電話連絡の上、辞退届（様式 4 号）を令和 7 年 5 月 2 0 日（火）
午後 5 時までに持参または郵送（※郵送の場合は提出期限までに
事務局へ必着）で柏市こども部保育運営課へ提出すること。

なお、辞退した場合も、今後の入札等において不利な扱いをす
ることはない。

1 4 企画提案書について

(1) 提出書類

以下の書類を，直接，保育運営課にご持参ください。

書 類 番 号	提 出 物	留 意 事 項
(1)	企画提案書（様式 5 号）	1 4（2）を参照
(2)	予定構成員一覧（任意様式）	氏名，年齢，資格， 常勤・非常勤の別等 を記載
(3)	法人登記簿謄本（履歴事項全部 証明書）	発行から 3 か月以内 のもの
(4)	法人の定款	
(5)	業務実績書（様式 6 号）	
(6)	事業計画書（様式 7 号）	
(7)	委託事業の見積書（様式 8 号）	
(8)	委託事業の見積書内訳（任意様 式）	1 4（3）を参照
(9)	自己資金申告書（様式 9 号）	収支を合わせること
(10)	通帳の写し又は残高証明書など の資金裏付け資料	
(11)	収支計画書（任意様式）	令和 7 年度～ 9 年度 分
(12)	決算報告書（貸借対照表，損益 計算書等）	法人事業全体（直近 1 ヶ年分）
(13)	開設予定物件の平面図	各保育室等の有効面 積，廊下幅等を記載 すること
(14)	開設予定物件の案内図（任意様 式）	
(15)	建設予定物件が新耐震基準を満 たしていることが確認できる書 類	完了検査の日付が確 認できること

(2) 企画提案書記載事項

本要領及び仕様書等に基づき，指定した様式に記載された項目に則って作成すること。

(3) 見積書内訳

見積書内訳の作成にあたっては，下記項目を参考にして作成すること。なお，6の開設準備を予定している場合，当該経費は委託費の見積書には含めないこと。

ア 人件費

イ 光熱水費

ウ 給食費（おやつ含む）

エ 消耗品費

オ 通信運搬費

カ 保険料（損害保険，賠償保険等）

キ クリーニング・清掃費等

ク 建物賃借料

ケ 事務手数料（全事業費の10%以内）

(4) 部数

7部（正本1部，副本6部）

※ 構成は，表紙，目次，提出書類（14（1））とし，用紙サイズはA4に統一（図表等についてはA3版の折り込みも可とする），左綴じして，インデックスに書類番号を記載の上，該当する書類に貼付すること。

(5) 提出期限及び提出方法

電話予約の上，令和7年5月20日（火）午後5時までに柏市こども部保育運営課へ直接提出すること。

15 プレゼンテーションについて

(1) 日時

令和7年6月4日（水）

詳細は後日通知

(2) 実施場所

柏市役所内

(3) 実施内容

提出した企画提案書に記載された内容に沿って説明を行い、補足等が必要な場合は、提案書の内容を逸脱しない範囲で行うこと。

(4) 所要時間

準備 5 分程度，プレゼンテーション 20 分程度，質疑応答は 20 分程度とする。

(5) 機材

事務局にて用意する機材はスクリーン，マイク，プロジェクターとする。なお，パソコン及び外部ネットワーク接続環境は確保しないので，必要に応じて各自準備すること。

(6) 人数

契約した際の責任者（担当者）を含め 3 名以内とする。

(7) その他注意事項

説明資料は企画提案書の内容とし，プレゼンテーション用の追加提出は認めない。

1.6 審査基準

別紙「柏市病児保育事業委託事業者選考審査基準」を参照すること。

1.7 審査方法及び選定方法

(1) 審査方法

最優秀提案者の選定は，柏市プロポーザル方式選定委員会（病児保育事業委託）における，書類に基づくプレゼンテーション審査によるものとする。

(2) 選定方法

各委員の評点数の合計が最も高い提案者を最優秀提案者とする。なお，審査の結果，審査基礎点の 6 割に満たない場合は，応募者が一者であっても，優先的交渉権者として選考しないものとする。

1 8 プロポーザル方式結果通知

プロポーザル方式結果は，参加した業者に対し，書面にて通知する。

1 9 結果公表

プロポーザル方式結果は，市ホームページに公表する。

2 0 契約手続

最優秀提案者は，企画提案書の内容に基づき，本市と委託事業の詳細な内容について協議を実施し合意に至った場合は，柏市財務規則，その他の法令規則等に従い，予算の範囲内において随意契約を締結する。なお，何らかの事由により契約の締結に至らなかった場合，市は審査結果が次順位の者と協議し，契約交渉を行う場合がある。

2 1 その他

- (1) 本事業の実施にあたっては，国が定める「病児保育事業実施要綱」及び「柏市病児保育事業実施要領」その他関係法令等を遵守するものとする。
- (2) 本プロポーザル方式に係る費用については，全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また，プロポーザル方式以外の目的に使用しない。
- (4) 柏市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には，提出書類が開示の対象となる。
- (5) 参加資格に定めるもののほか，次に掲げるいずれかに該当した場合には，失格とする。

ア 参加意思表明書又は企画提案書等について，提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 予定金額（上限金額）を超えた見積書を提出した場合

エ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

オ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

2 2 事務局

(1) 担当部署

柏市こども部保育運営課 担当：三輪，渡部

(2) 連絡先

住所：〒277-8505 千葉県柏市柏5丁目10番1号

電話番号：04-7128-5517

Mail：hoikuunei@city.kashiwa.chiba.jp

(3) 受付時間

日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。